

令和 7 年 5 月 23 日

関東信越厚生局名義の使用許可申請について

1 用語の定義等

- (1) 「行事」には大会、博覧会、講演会、シンポジウム、フォーラム、コンクール、講習会、研修会、研究会、学会等を含みます。
- (2) 「映画、図書等」には、絵画、テレビ、ラジオ番組、動画、スライド、芝居、彫刻、楽譜、作文、小説、論文等を含みます。

2 基準

次のいずれかに該当するものを関東信越厚生局名義の使用許可申請の対象とし、関東信越厚生局長の許可を受けなければ、使用することができません。

(1) 後援

後援の対象は、次のいずれかに該当する行事のうち、その趣旨に賛同して積極的に援助する価値があるものとする。

ア 国の行政機関、管内の都県及び市町村（特別区を含む。以下、この要領において同じ。）が主催する行事

イ 独立行政法人、国立大学法人又は特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 8 号の適用を受けるものをいう。）が主催する行事

ウ 次に掲げる法人が主催する行事

（ア）厚生労働省が所管する認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（イ）内閣総理大臣が認定した公益社団法人又は公益財団法人

（ウ）厚生労働大臣が認可した社会福祉法人又は医療法人

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、厚生労働省が行う施策に関係した全国的な組織又はそれに準ずる組織を持つ公共的性格を有する法人

エ 報道機関その他の民間団体が主催する行事

(2) 企画

企画の対象は、関東信越厚生局が企画、編集、製作等に直接関与して作成された映画、図書等のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア 厚生労働行政の推進に著しく寄与すると認められること。

イ 広く国民一般を対象とすること。

ウ 営利を主たる目的としないこと。

エ 特定の会社、商品等の宣伝が顕著でないこと。

(3) 監修

監修の対象は、関東信越厚生局が企画、編集、製作等に対する指導及び監督を行って作成された映画、図書等のうち、（2）のアからエまでのいずれにも該当するもの（企

画の対象となるものを除く。)とする。

(4) 推薦

推薦の対象は、映画、図書等のうち、(2)のアからエまでのいずれにも該当するものの(企画の対象となるものを除く。)とする。

3 申請手続

行事を主催する者又は映画、図書等を作成する者(以下「主催者等」という。)は、関東信越厚生局名義の使用を開始する期日の遅くとも1月前までに、次に掲げる書類を関東信越厚生局の主管部署に提出してください。関東信越厚生局名義の使用の許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様です。

なお、複数の者が共同で行事を開催する場合又は映画、図書等を作成する場合において、その代表者が(1)イ(ア)及び(イ)の書類を提出した場合には、その他の主催者はこれを省略できることとし、(1)アの書類については連名で提出してください。

(1) 行事

ア 申請書(様式1)

イ 添付資料

(ア) 事業計画書(様式2)

(イ) 収支予算書(様式3)

(ウ) 行事の内容がわかる書類(説明文書、パンフレット等)

(エ) 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄附行為及び役員名簿

(オ) その他参考となる資料

(2) 映画、図書等

ア 申請書(様式4又は様式5)

イ 添付資料

(ア) 映画、図書等の見本

(イ) 収支予算書(様式3)

(ウ) 映画、図書等の趣旨がわかる書類

(エ) 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄附行為及び役員名簿

(オ) その他参考となる資料

4 指導・監督

(1) 関東信越厚生局の主管部署は、主催者等の行為が関東信越厚生局名義の使用の許可の趣旨に反すると認めるときは、主催者等に対し、その是正を勧告する場合があります。

(2) 関東信越厚生局の主管部署は、主催者等が(1)の勧告に従わないときは、関東信越厚生局名義の使用の許可を取り消す場合があります。

5 報告

主催者等は、行事等の主催が終了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を関東信越厚生局の主管部署に提出してください。